

ケ ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

第2条第2項第2号中「次に掲げる書類」を「次に掲げる書類。」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、営業者が当該旅館業を譲渡したときは、当該旅館業を譲り受けた者は、前号カ及びキに掲げる書類のうち記載事項に変更がないものについては、当該書類の添付を省略することができる。

第2条第2項第2号に次のように加える。

オ ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

第3条第4項第1号中「その他被相続人と全ての相続人の関係を証する書類」を「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改める。

様式第1号備考1(1)中「書類」の次に「（営業の譲渡の場合であつて、カ及びキに掲げる書類のうち記載事項に変更がないものについては、当該書類の添付を省略することができる。）」を加え、同様式備考1(1)に次のように加える。

ケ 営業の譲渡の場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

様式第1号備考1(2)中「次に掲げる書類」の次に「（営業の譲渡の場合であつて、(1)カ及びキに掲げる書類のうち記載事項に変更がないものについては、当該書類の添付を省略することができる。）」を加え、同様式備考1(2)に次のように加える。

オ 営業の譲渡の場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

様式第1号備考2を同様式備考3とし、同様式備考1の次に次のように加える。

2 営業の譲渡の場合であつて、「営業の種別」及び「特例施設（該当する場合は、その項目の番号に○印を付ける。）」の欄のうち記載事項に変更がないものについては、当該欄の記載を省略することができる。

様式第3号備考(1)中「その他被相続人と全ての相続人の関係を証する書類」を

「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改める。

（富山県理容師法施行規則の一部改正）

第2条 富山県理容師法施行規則（昭和34年富山県規則第50号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中 「富山県収入証紙
ちよう付欄」 を 「富山県収入証紙
貼付欄」 に、

同一の場所で現に開設されている美容所の名称	
同一の場所で開設の届出がされている美容所の開設予定年月日	年 月 日

を

同一の場所で現に美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称	
同一の場所で美容所の開設の届出がされている場合は、当該美容所の開設予定年月日	年 月 日

に改め、同様式備考1中「添付書類」の次に「（営業の譲渡の場合であつて、(1)から(3)までに掲げる書類のうち記載事項に変更がないものについては、当該書類の添付を省略することができる。）」を加え、同様式備考1に次のように加える。

(5) 営業の譲渡の場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

様式第3号備考2中「同一の場所で開設の届出がされている美容所の開設予定年月日」欄を「同一の場所で美容所の開設の届出がされている場合は、当該美容所の開設予定年月日」欄に改め、同様式備考に次のように加える。

3 営業の譲渡の場合であつて、「管理理容師」、「理容師」、「その他の従業者」、「同一の場所で現に美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称」及び「同一の場所で美容所の開設の届出がされている場合は、当該美容所の開設予定年月日」欄のうち記載事項に変更がないものについては、当該欄の記載を省略することができる。

様式第6号備考2中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

（富山県美容師法施行規則の一部改正）

第3条 富山県美容師法施行規則（昭和34年富山県規則第51号）の一部を次のように改正する。

様式第3号中 「富山県収入証紙
ちよう付欄」 を 「富山県収入証紙
貼付欄」 に、

同一の場所で現に開設されている理容所の名称	
同一の場所で開設の届出がされている理容所の開設予定年月日	年 月 日

を

同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称	
同一の場所で理容所の開設の届出がされている場合は、当該理容所の開設予定年月日	年 月 日

に改め、同様式備考1中「添付書類」の次に「（営業の譲渡の場合であつて、(1)

から(3)までに掲げる書類のうち記載事項に変更がないものについては、当該書類の添付を省略することができる。)」を加え、同様式備考1に次のように加える。

(5) 営業の譲渡の場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

様式第3号備考2中「同一の場所で開設の届出がされている理容所の開設予定年月日」欄を「同一の場所で理容所の開設の届出がされている場合は、当該理容所の開設予定年月日」欄に改め、同様式備考に次のように加える。

3 営業の譲渡の場合であつて、「管理美容師」、「美容師」、「その他の従業者」、「同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称」及び「同一の場所で理容所の開設の届出がされている場合は、当該理容所の開設予定年月日」欄のうち記載事項に変更がないものについては、当該欄の記載を省略することができる。

様式第6号備考2中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

（富山県クリーニング業法施行規則の一部改正）

第4条 富山県クリーニング業法施行規則（昭和26年富山県規則第24号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「富山県収入証紙ちよう付欄」を「富山県収入証紙貼付欄」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考

- 1 営業の譲渡の場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付すること。
- 2 営業の譲渡の場合であつて、「クリーニング所の構造及び設備の概要」に係る書類の記載事項に変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。
- 3 営業の譲渡の場合であつて、「クリーニング師」、「従事者数」、「洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所にあつては、その旨」及び「クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取

り扱わないクリーニング所にあつては、その旨」の欄のうち記載事項に変更がないものについては、当該欄の記載を省略することができる。

様式第2号に備考として次のように加える。

備考

- 1 営業の譲渡の場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付すること。
- 2 営業の譲渡の場合であつて、「営業区域」、「業務用車両の構造の概要」、「クリーニング師」、「従事者数」及び「クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わない無店舗取次店にあつては、その旨」の欄のうち記載事項に変更がないものについては、当該欄の記載を省略することができる。

様式第4号備考2中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

（富山県公衆浴場法施行規則の一部改正）

第5条 富山県公衆浴場法施行規則（昭和23年富山県規則第55号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、浴場業を営む者（以下「営業者」という。）が当該浴場業を譲渡したときは、当該浴場業を譲り受けた者は、第2号及び第3号に掲げる書類のうち記載事項に変更がないものについては、当該書類の添付を省略することができる。

第7条第2項に次の1号を加える。

(7) ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

第8条第2項中「添付する省令第2条第2項第1号に規定する」を「は、」に、「は、必要に応じ、被相続人とすべての相続人の関係を証する書類に代えることができる」を「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写しを添

付する」に改める。

第11条第1項中「浴場業を営む者（以下「営業者」という。）」を「営業者」に改める。

様式第1号備考2中「添付書類」の次に「（営業の譲渡の場合であつて、(2)及び(3)に掲げる書類並びに「営業施設の構造設備等の概要」に係る書類のうち記載事項に変更がないものについては、当該書類の添付を省略することができる。）」を加え、同様式備考2に次のように加える。

(8) 営業の譲渡の場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

様式第1号備考3を同様式備考4とし、同様式備考2の次に次のように加える。

3 営業の譲渡の場合であつて、「公衆浴場の種類」の欄に係る記載事項に変更がないときは、当該欄の記載を省略することができる。

様式第2号備考2中「（被相続人とすべての相続人の関係を証する書類に代えることができる。）」を「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改める。

（富山県興行場法施行規則の一部改正）

第6条 富山県興行場法施行規則（昭和59年富山県規則第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、法第2条第1項の許可を受けて興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）が当該興行場営業を譲渡したときは、当該興行場営業を譲り受けた者は、第2号に掲げる書類のうち記載事項に変更がないものについては、当該書類の添付を省略することができる。

第2条第2項に次の1号を加える。

(5) ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

第3条第1項中「興行場営業を営む者（以下「営業者」という。）」を「営業者」に改め、同条第2項第1号中「等被相続人とすべての相続人の関係を証する

書類」を「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改める。

様式第1号備考を次のように改める。

備考

- 1 添付書類（営業の譲渡の場合であつて、(2)に掲げる書類のうち記載事項に変更がないものについては、当該書類の添付を省略することができる。）
 - (1) 興行場の周囲 200メートル以内の見取図
 - (2) 興行場の各階平面図及び断面図
 - (3) 興行場又はその敷地が申請者以外の者の所有である場合は、これらの所有者の承諾書
 - (4) 申請者が法人（地方公共団体を除く。）である場合は、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書
 - (5) 営業の譲渡の場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- 2 営業の譲渡の場合であつて、「興行場の種別」及び「興行場の構造設備の概要」の欄のうち記載事項に変更がないものについては、当該欄の記載を省略することができる。
- 3 申請者が氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。

様式第2号備考2中「等被相続人とすべての相続人の関係を証する書類」を「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改める。

（富山県食品衛生法施行規則の一部改正）

第7条 富山県食品衛生法施行規則（平成12年富山県規則第32号）の一部を次のように改正する。

様式第4号備考1中「添付書類」の次に「（営業の譲渡の場合であつて、(1)から(4)までに掲げる書類及び「営業設備の概要」に係る書類のうち記載事項に変更がないものについては、当該書類の添付を省略することができる。）」を加え、

同様式備考1(1)中「周囲100メートル以内」を「の付近」に改め、同様式備考1(3)中「水質検査成績書」の次に「の写し」を加え、同様式備考1に次のように加える。

(5) 営業の譲渡の場合にあっては、当該営業を譲り受けたことを証する書類

様式第5号備考(1)中「除籍謄本」を「戸籍謄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改める。

（富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則の一部改正）

第8条 富山県ふぐの取扱いに関する条例施行規則（平成22年富山県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第16条第3項第5号を削り、同条第4項中「前項の」を「第3項の」に、「前項第1号、第4号及び第5号」を「第3項第1号及び第4号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項の次に次の2項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、ふぐ処理業者から当該ふぐ処理営業を譲り受けた者が条例第14条第1項の認証を受けようとする場合であって、前項第2号から第4号までに掲げる書類のうち記載事項に変更がないものがあるときは、条例第15条第2項の規則で定める書類は前項に掲げる書類（同項第2号から第4号までに掲げる書類のうち記載事項に変更がないものを除く。）及び当該ふぐ処理営業を譲り受けたことを証する書類とする。

5 法人が新たに条例第14条第1項の認証を受けようとする場合にあつては、第1項の申請書の提出に併せて、登記事項証明書を提示しなければならない。

第24条第2項第1号中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

様式第11号備考1(5)を削り、同様式備考5を同様式備考7とし、同様式備考4を同様式備考6とし、同様式備考3を同様式備考5とし、同様式備考2中「、(4)及び(5)」を「及び(4)」に改め、同様式備考2を同様式備考4とし、同様式備考1の次に次のように加える。

2 営業の譲渡の場合であって、添付書類の(2)から(4)までに掲げる書類のうち記載事項に変更がないものについては、当該書類の添付を省略することができる。この場合においては、当該営業を譲り受けたことを証する書類を添付すること。

3 新規認証申請者が法人である場合にあっては、登記事項証明書を提示すること。

様式第18号備考1(2)中「戸籍謄本」の次に「又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年12月15日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(生活衛生課)

~~~~~  
**告 示**  
 ~~~~~

富山県告示第497号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和2年12月7日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名 称	所在地			

いかるぎ薬局	砺波市太田1383番地	精神通院医療		令和2年12月1日
--------	-------------	--------	--	-----------

富山県告示第498号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和2年12月7日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			
かえで薬局	氷見市窪667番1	精神通院医療		令和2年12月1日

富山県告示第499号

指定自立支援医療機関の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定により公示する。

令和2年12月7日

富山県知事 新 田 八 朗

指定自立支援医療機関		担当すべき自立支援医療の種類	病院又は診療所において担当すべき医療の種類	指定年月日
名称	所在地			

令和2年9月25日から令和3年4月30日まで

3 作業地域

庄川

・砺波市・高岡市

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和2年12月7日

富山県知事 新 田 八 朗

1 落札に係る物品等の名称及び数量

教育NOCサービス用インターネット回線及びファイアウォールサービス一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県経営管理部情報政策課 富山市新総曲輪1番7号

3 落札者を決定した日

令和2年10月16日

4 落札者の氏名及び住所

北陸通信ネットワーク株式会社富山営業所 富山県富山市新桜町5番3号

5 落札金額

43,956,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

令和2年9月2日

